○厚生労働省告示第二百七十一号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第七条第一項第五号の規定に基づき、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項（平成十一年厚生省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十九日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条の二第一項前段の規定による届出をした旨

○厚生労働省告示第二百七十二号

柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二十四条第一項第四号の規定に基づき、柔道整復師法第二十四条第一項第四号の規定に基づく柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項（平成十一年厚生省告示第七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十九日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　柔道整復師法第十九条第一項前段の規定による届出をした旨

○農林水産省告示第千三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十九日　　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　青森県南津軽郡大鰐町大字早瀬野字坂本一四〇の六七・一四〇の八三・一四〇の一四四・一四〇の二二〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一四〇の一四三、一四〇の一四七、大字島田字滝ノ沢一〇〇の二四九・一〇〇の二五二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇〇の二〇四から一〇〇の二二九まで、一〇〇の二五〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び大鰐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十九日　　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　青森県南津軽郡大鰐町大字虹貝字大熊沢一五の一、一五の三から一五の五まで、一七、一八、一九の一、一九の二、二三、二四の一、字西虹貝山一の四・一の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一から一の三まで、一の八、一の二三、一の二四、一の三六、一の四一、一の五四、一の五六、一の六二から一の六六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び大鰐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十九日　　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　青森県弘前市大字水木在家字岩浪沢一一〇の一・一一〇の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一〇の二一八、字清水沢二四の三二から二四の三六まで、二四の四九から二四の五二まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十九日　　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　青森県三戸郡新郷村大字戸来字上後藤五〇の九七、五〇の一〇〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十九日　　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町下斎原字ムソコ二四〇の四一、二四〇の四二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十九日　　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町箱字ヒナ林一二三、字イモ平二〇七、二〇八の一、二〇九の一、二〇九の二、字柿畠二一三の一、二一三の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）